○高知県警察名誉師範の称号に関する訓令

昭和61年3月12日
高知県警察本部訓令第4号
警察本部

【沿革】　平成27年３月26日警察本部訓令第９号改正

(趣旨)

第1条　この訓令は、県警察における柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に関し特に功績があつた者に対して、高知県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)を授与するため必要な事項を定めるものとする。

(名誉師範の決定)

第2条　名誉師範は、県本部の柔道、剣道又は逮捕術の指導者として永年在職後退職した者であって、次の各号に該当する者の中から本部長が決定する。

(1)　術科指導官又は師範の職にあつた者

(2)　人格・識見ともに優れ一般の模範と認められる者

(3)　柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に特に功績があつた者

(上申手続)

第3条　県本部警務課長は、名誉師範の基準に該当する者があると認めるときは、次に掲げる書類を添えて本部長に称号授与の上申をするものとする。

(1)　履歴書、身上及び勤務成績に関する書類

(2)　柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に寄与した功績に関する書類

(称号の授与)

第4条　称号は、本部長が別記様式の書面によつて授与する。

(称号の取消し)

第5条　称号を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、本部長はその称号を取り消すことができる。

(1)　名誉師範にふさわしくない言動又は非行のあつたとき。

(2)　本県に在住しなくなったとき。

附　則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

平成27年3月本部訓令第９号

平成27年４月１日から施行する。

別記様式(第4条関係)

第　　号

氏名　　殿

柔道(剣道・逮捕術)の普及振興に特に功績がありましたので高知県警察名誉師範の称号を授与します

年　　月　　日

高知県警察本部長

階級　氏名　　印